

## 令和8年度寒河江市美術館特別企画展事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地元の優れた美術品を鑑賞する機会を提供し、芸術文化の振興を図るため、寒河江市美術館市民ギャラリーを会場として実施する特別企画展事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、寒河江市美術館市民ギャラリーを会場として、絵画、彫塑、工芸、書道、写真等の作品展示会（以下「作品展示会」という。）を開催する者で、次に掲げるものとする。

- (1) 市民又は市出身者で、県又は全国規模の公募展に入賞歴を持つ者が開催を希望して組織する実行委員会
- (2) 半数以上が市民又は市出身者で構成する芸術・文化団体が開催を希望して組織する実行委員会
- (3) 地域に関わりが深く、市長が特に必要と認める活動を行っている個人又は団体が開催を希望して組織する実行委員会

2 交付対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する作品展示会を開催しようとするものについては、交付対象者から除外するものとする。

- (1) 営利を目的とする作品展示会
- (2) 入場者を限定する作品展示会
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する作品展示会

(4) 特定の企業名等を作品展示名に付する作品展示会

(5) 慈善事業への寄附を目的にする作品展示会

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める補助金対象経費及び次に掲げる補助金基準により算定し、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 補助金の額は、補助金対象経費の3分の2以内とし、上限額は、20万円とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 1交付対象者に対する補助金の交付は、令和8年度中において1回とする。

(補助金等交付申請書)

第4条 規則第5条に規定する補助事業等交付申請書の申請期限は、事業実施の15日前までとし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 収支予算書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査等)

第5条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、寒河江市美術館運営委員会要綱（平成21年2月10日制定）で定める寒河江市美術館運営委員会に当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行わせるものとする。

(補助事業等の変更、中止及び廃止の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金の申請額の変更

(2) 事業内容の新設又は廃止

(3) 経費の配分の20パーセントを超える増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、令和8年度寒河江市美術館特別企画展事業費補助金支出計画変更承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第7条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の成果概要（様式第4号）

(2) 収支の決算報告書（様式第5号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第8条 市長は、補助事業の目的を達成するため必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（要綱の効力）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

費 目	補助金対象経費	補助金対象外経費
1 報償費		会場設営、撤去、整理等のボランティア謝礼
2 旅 費	ギャラリートーク（作品解説会）の当事者にかかる交通費 ※特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和29年市条例第9号）に準じて算定	作品解説会以外の目的のための交通費
3 消耗品費	展示作品に係る消耗品 会場設営に係る消耗品	展示作品制作に係る消耗品、賞品・記念品・個人への支給品代
4 印刷製本費	プログラム、ポスター及びチラシ印刷費	有償配布プログラム印刷費
5 役務費	案内状送付費 運搬業者による作品等運搬費（保険料を含む。） 立看板作製費（2枚以内） ホームページ製作管理費	
6 使用料及び 賃借料		展示作品制作場借上料

様式第1号（第4条関係）

事業計画書

特別企画展の名称	
開催年月日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
開催場所	寒河江市美術館市民ギャラリーC 寒河江市美術館市民ギャラリーD 寒河江市美術館市民ギャラリーE
入館予定者	人
主な展示作品及び 展示作品予定点数	

（注）計画について説明のための参考資料がある場合には、その写しを添付のこと。

様式第2号（第4条関係）

収 支 予 算 書

(収入の部)

(単位：円)

費 目	予 算 額	積算基礎、内容、内訳、説明事項等
補 助 金		市補助金より
合 計		

(支出の部)

(単位：円)

費 目	予 算 額	積算基礎、内容、内訳、説明事項等
合 計		

(注) 支出の部については、交付要綱第3条（別表）に掲げる補助金対象経費費目の別に記載のこと。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

寒河江市長 齋藤 真朗 様

申請者 住所  
名称  
代表者氏名 印

令和8年度寒河江市美術館特別企画展事業費補助金支出計画変更承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定通知があった令和8年度寒河江市美術館特別企画展事業費補助金の支出計画について、下記のとおり変更したいので、令和8年度寒河江市美術館特別企画展事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき承認くださるよう申請します。

記

(単位:円)

当初予算額	変更額	変更後予算額	理由及び変更内容

様式第4号（第7条関係）

事業の成果概要

特別企画展の名称	
実施年月日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
開催場所	寒河江市美術館市民ギャラリーC 寒河江市美術館市民ギャラリーD 寒河江市美術館市民ギャラリーE
入館者数	人
展示内容、 開催経過等	

（注）事業開催に関する参考資料やマスコミ等により報道された記事がある場合は、その写しを添付のこと。

様式第5号（第7条関係）

収支の決算報告書

(収入の部)

(単位：円)

費目	精算額	内容、説明事項
補助金		市補助金より
その他の収入		
合計		

(支出の部)

(単位：円)

費目	精算額	支出内容等説明事項
合計		

(注) 1 支出の部については、交付要綱第3条（別表）に掲げる補助金対象経費費目の別に記載のこと。

2 事業に係る領収書等を添付のこと。